



防災・減災に基づく住まいづくり

安全な地域づくりのためには、地域に住み、活動する、様々な人達の連携が不可欠です。避難場所や避難路、火災の延焼を防ぐ広場や空き地を確保するなど、安心して暮らせるまちづくりを進めましょう。地域住民や事業所などと一緒に地域の安全点検や避難行動要支援者への対応などに取り組み、日頃から安全なまちづくりを進めましょう。

避難行動要支援者制度がスタート（平成27年10月13日～）

大規模な災害が発生したとき、高齢者や障害のある人など、自力で避難が困難で支援が必要な人達に対して安全に避難できるよう、四日市市は平成18年から「災害時要援護者台帳」を作成し、災害時の支援体制を整備してきましたが、災害対策基本法が平成25年に改正されたことにより、新たに「避難行動要支援者制度」としてスタートしました。

桜地区につきましても、平成27年10月現在の対象者の中で希望者に登録をしていただきました。

対象者（市の基準）

- ・75歳以上の単身者と、
- 75歳以上を含む70歳以上の世帯（同一敷地内に親族・親戚が居る場合及び施設入所者の方は対象外）
- ・要介護認定区分3～5の人（1種1、2級（心臓・腎臓・免疫機能障害を除く））
- ・身体・療育（知的）・精神障害保健福祉手帳の交付を受けている人（手帳A判定、精神：手帳1級）



主に考えられる支援

・災害時に必要な支援を地域住民、自治会、民生委員・児童委員協議会が情報伝達・安否確認・避難支援等々を行います。

但し、災害時に支援が保障されるものではありません。日頃から「隣、近所の方とのコミュニケーションを大切にしておいて下さい。



裏面につづく

回 覧							

避難行動要支援者とは…

災害発生時に、自力で避難が困難な人がいます。このような人を避難行動要支援者といい、災害発生時には、その人の状態に応じた配慮や支援が必要になります。



- ①移動が困難な人
- ②車椅子、補聴器などの補装具を必要とする人
- ③情報入手したり、発信したりすることが困難な人
- ④急激な状況の変化に対応が困難な人
- ⑤薬や医療装置、装具が常に必要な人
- ⑥精神的に不安定になりやすい人



支援のポイント

- ・まず声をかけ、安否確認を行い、不安を取り除いてあげましょう。
- ・一人で避難することが困難な場合は、隣近所や自治会などと協力し、複数の人で支援しましょう。
- ・複数の人がいるときは、担架などで移動させましょう。担架がない場合は簡易担架を作りましょう。

支援制度（個別計画）とは…

災害時に要支援者の人が必要としている手助けは何なのか？ 支援者が分かるように、対応方法について個別計画書に記載します。



日頃から行うべき事

- ①近所との交流を図る
- ②積極的なコミュニケーションを図る
- ③支援者と要支援者の交流を図る
- ④役割分担をする
- ⑥避難行動要支援者の身になった防災環境の点検



支援する時の心得

- ・礼儀正しくする：支援の押し売りにならないように心がけましょう。
- ・笑顔で接する：不安を少しでも和らげることが大切です。
- ・相手を尊重する：相手の立場に立って接しましょう。
- ・相談し助け合う：話しかけたり、相手の問いかけに耳を傾けましょう。
- ・継続して行う：支援に最も必要な信頼関係は、継続することから生まれます。
- ・秘密を厳守する：支援で知りえた秘密は厳守しなければなりません。
- ・能力を超えた援助はしない：無理な支援は信頼と希望を失わせる結果を招きます。
- ・無理な約束をしない：安請け合いをしないようにしましょう。
- ・医療行為はしない：緊急時の止血行為を除き、医療行為をしてはいけません。
- ・動きやすい服装で行う：救助活動は機敏な対応が要求されます。
- ・複数の人で支援する：一人で助けられない場合があります。
- ・声かけをする：必ず声をかけ介助方法の確認を行いましょう。

